



家庭

まほろば情報

学校

平成26年2月7日(金)
石垣第二中学校
編集：教頭【仲地】
TEL：0980-83-1953

本校生徒3名による暴力事件について

概要

平成25年9月15日(日)、本校生徒と市街地校生徒のメールのやりとりから本事件が発生しました。2日後の9月17日(火)の夕方に被害者が真栄里公園に呼び出されて、本校生徒A君、B君と合流し事件現場(下地脳神経外科裏の2階踊り場)に移動したあと、「礼儀がなっていない等」因縁をつけ暴行した。また、平成26年1月21日(火)の22時頃、本校生徒B君、C君が被害者の通う学習塾に行き、塾帰りの被害者を同事件現場に連れて行った。被害者に「9月のこと誰かに話していないか」と聞いたところ「同級生に相談したと話した」。それに腹を立てた本校生徒が暴行を加えた。被害者は、1メートルほどの段差から転落して手首の骨折や鼓膜にも損傷を受けるなど重傷となった。

今回の暴力事件は、一步間違えれば大変な致死事件となっていました。

緊急保護者説明会

学校としては、1月26日(木)19時より、緊急保護者説明会を開き、108名の保護者の参加がありました。生徒指導主事からの事件概要説明や学校としての取り組み、その後、校長からの謝罪などもありました。

●この事件を学校としてもたいへん重く受け止め、下記のとおり実施しています。

- 1月30日(木) 緊急学年集会
- 2月 5日(水) 道徳特設授業「命・人権を考える」
- 2月 5日(水) 被害者・被害者学校への謝罪
- 2月 7日(金) 全体集会「生徒指導主事及び校長講話」

学校全体とした実効性のある取り組み計画を作成中です

校長講話

平成26年2月7日(金)

先ほど、今回の事件のあらましを生徒指導の輝幸先生からお話がありましたが、私のほうからは、「暴力」、「命」、「人権」、「繰り返さない」をキーワードにお話しします。

みなさんは、今回の事件は、本校生徒のごく一部の生徒によるものであり、自分たちとは関係ないと思いませんか。決してそうではありません。「暴力の種」は誰の心の中にも潜んでいるからです。しかし、心が正しく育っている人の中では、この「暴力の種」の芽生えはありません。

さて、今回の出来事は、「非行」とか「問題行動」とかいうものではなく「犯罪行為」であります。だから、「事件」といっているのです。もう少し詳しくいうと「暴力事件」です。

暴力がなぜいけないか、皆さんは、考えたことがありますか。普通に考えると相手を傷つけるから、小学生だと「叩かれたら痛いから」とかいう答えが返ってきそうです。そこを、中学生らしくもう一步踏み込んで考えると「暴力がなぜいけないか」、それは「命」を危険にさらし、「人権」を侵害するからです。命を危険にさらすとは、一步間違えると命を落とすということです。今回の事件がそうでした。だからこそ、今回の事件は一人一人が重大の事として受け止め、考えなければなりません。更に、悪質だったのは、二人で一人を殴るという卑怯なやりかたでの事件でありました。

暴力は相手の人権を侵害します。皆さんは、他人に殴られたら、とても嫌な気持ちになりますよね。また、中には泣き出す人もいます。なぜだろう。それは、殴られた時の単なる痛みによるものではなく、暴力によって人権が侵害されたからです。もちろん、他人から殴られた時に自分の人権が侵害されたなんて、考える人は中学生には少ないと思いますが、「自分の全て」が暴力によって壊された悔しさを感じると思います。だから嫌な思いをしたり、泣いたりするのです。この「自分の全て」こそが人権だと考えることもできます。暴力を受けた者は、自分の人権が侵されている屈辱を感じているのです。また、人権は誰にも犯すことができない神聖な権利だということを無意識のうちに気付いているからです。

また、暴力を受けた者は、肉体的な傷だけではなく、心の傷も負います。その心の傷は一生癒えることはありません。二重の苦しみがあります。

一方、暴力をふるう者は暴力によって他人を支配しようとか、服従させようとしませんが、暴力によって人は決して支配したり服従させることはできません。一時的にできたとしても必ず、その見返りが待っています。その見返りは「刑罰」です。中学生だからといって刑法が適用されないということはありません。刑法が改正されてから14才以上は、被害者の訴えによって逮捕されます。

しかし、これまで話してきたように、暴力行為は刑罰以前の問題として捉えなければなりません。命と人権にかかわるからです。

今回の事件を機に身も心もボロボロにする「暴力」の恐ろしさについて深く考え、二度と繰り返さないという強い決意を二中学生の一人一人が持ってもらいたい。二中にはもう暴力はいりません。